

学童保育オンライン申請システム構築業務委託
 公募型プロポーザルに関する質問に対する回答
 No.6、No31 別紙3

年 月 日

様

大田区長

公印

学童保育利用承認通知書（一時利用）

申請のあつた学童保育の利用について、審査の結果、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

| | |
|--------------|--|
| 児童氏名 生年月日 | 平成 年 月 日 |
| 住所 | 大田区 丁目 番 号 |
| 学童保育施設名 | |
| 利用承認年度 | 令和 年度 |
| 利用承認期間 | 令和 年 月 日 (計 日) (放課後)、 時から 時まで |
| 延長承認期間 | |
| 学童保育料 | 一日あたり 600 円 (利用日数分の保育料がかかります。) ただし、免除に該当する場合は、学童保育料が変更されます。 |
| 備考欄 | 利用初日には、この通知書を職員に提示してください。 |

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。